

盛土規制法の規制区域（案） に対する

（宅地造成及び特定盛土等規制法）

市民意見等の募集（パブリックコメント）の結果 及び規制区域の決定について

(1) 実施概要

募集期間	令和6年11月1日(金)から12月2日(月)まで
公表方法	記者会見、広報ながの11月号、市ホームページ、窓口での閲覧
閲覧・用紙 配布場所	市役所建築指導課、各支所、行政資料コーナー、ホームページ
提出方法	ながの電子申請サービス、郵送、FAX、Eメール、持参

(2) 実施結果

- ・意見等の提出者数 2名
- ・意見等の件数 2件

【意見等に対する対応】

対応区分	対応方針	件数
1	規制区域(案)を変更する。	0件
2	規制区域(案)に盛り込まれおり、修正しない。	0件
3	規制区域(案)を修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。	0件
4	検討の結果、規制区域(案)を修正しない。	0件
5	その他(質問への回答、状況説明など)	2件
合計		2件

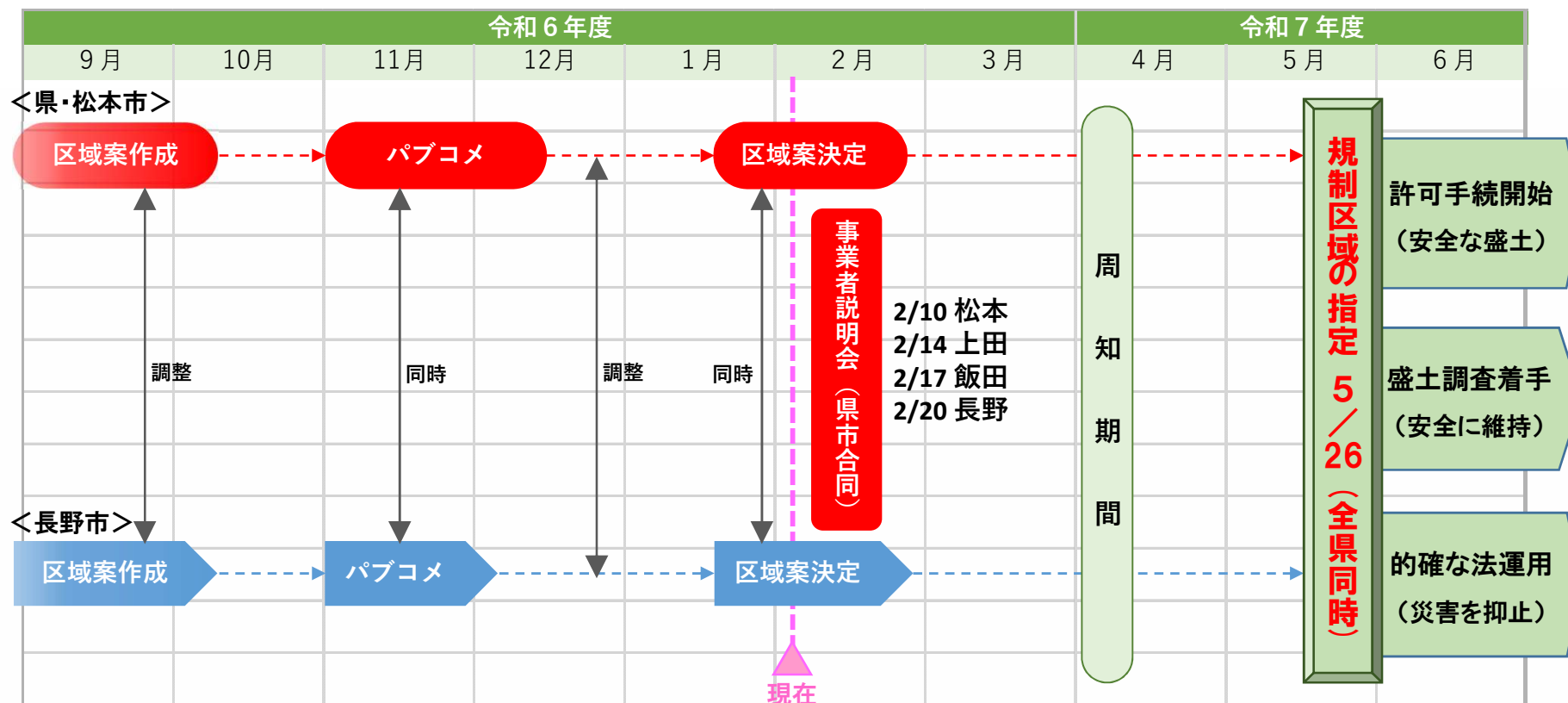
※規制区域(案)の変更及び修正はありません。

(3) 意見等の内容と市の考え

【対応区分5】 その他(質問への回答、状況説明)

	意見等の内容	市の考え方
(1)	自社の管理地（特定盛土等規制区域）で建設残土の受入を計画（盛土面積1,700㎡、高さ5m未満）しているが、必要な手続きを確認したい。	当該事業の開始時期等により、必要な手続きが異なります。今後、申請の手引き等を作成の上、ご案内しますので改めてご相談ください。
(2)	許可基準に合っていれば、許可は下りてしまうので、山間部の崩壊履歴のある場所は、盛土の規制（許可制）ではなく盛土を禁止すべきだと思う。	盛土規制法は、全国一律で規制区域内で行われる盛土等を許可対象とすることにより、盛土等に伴う災害の防止の措置を図る法制度です。 規制区域の指定と法運用の開始により、盛土等の安全性を担保してまいりますので、ご理解をお願いします。

令和7年5月26日の法運用開始を見据えた準備を整える



長野県（建設部）プレスリリース

宅地造成及び特定盛土等規制法についての説明会

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/happyou/250122setsumeikaipress.html>